

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月13日

【四半期会計期間】 第69期第2四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社東陽テクニカ

【英訳名】 TOYO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高野 俊也

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目1番6号

【電話番号】 03(3279)0771(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 柏 正孝

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目1番6号

【電話番号】 03(3279)0771(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 柏 正孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社東陽テクニカ大阪支店  
(大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第2四半期 連結累計期間	第69期 第2四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自 2019年10月1日 至 2020年3月31日	自 2020年10月1日 至 2021年3月31日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日
売上高 (千円)	13,054,112	13,060,974	23,104,580
経常利益 (千円)	1,471,272	1,702,810	1,450,601
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	1,174,213	1,388,167	1,438,644
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	920,249	1,190,611	1,161,303
純資産額 (千円)	30,366,539	30,903,050	30,264,463
総資産額 (千円)	35,478,130	36,309,848	34,519,650
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	47.95	56.54	58.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	47.53	56.10	58.20
自己資本比率 (%)	85.1	84.7	87.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	302,019	231,063	2,131,563
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	551,450	436,175	504,544
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	514,521	554,343	819,568
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	4,306,401	6,534,143	6,380,439

回次	第68期 第2四半期 連結会計期間	第69期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	49.60	46.85

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものです。

#### (1) 経営成績の分析

“はかる”ことは、新しいモノ・コトを創り出すために欠かすことのできないプロセスであり、当社グループは、最先端の“はかる”技術のプロフェッショナル集団として技術革新や環境安全に貢献してきました。先端計測技術・機器の輸出入販売をベースとし、自社システム製品・ソリューションの開発によって、日本市場だけでなく中国を中心としたアジア市場や米国市場にも進出し、当社事業の拡大に注力しています。

また、当期は中期経営計画(目標数値:売上高260億円、営業利益20億円、ROE5.0%)の最終年となります。新型コロナウイルス感染拡大(以下、「感染拡大」という。)による影響はありますが、中期経営計画の達成を目指して事業を推進しています。

この結果、当社グループの経営成績は、連結売上高は130億6千万円（前年同四半期比0.1%増）となりました。この内、国内売上高は125億1千8百万円、中国や米国向けを中心とした海外売上高は5億4千2百万円となりました。

利益面では、営業利益15億1千8百万円（前年同四半期比8.9%増）、経常利益17億2百万円（前年同四半期比15.7%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は13億8千8百万円（前年同四半期比18.2%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

#### (情報通信 / 情報セキュリティ)

情報通信におきましては、注力している5G（第5世代移動通信システム）及びローカル5G分野における、通信事業者からの受注、及びテレワーク普及による通信品質の試験需要増加による受注は堅調でしたが、売上は減少しました。一方、採算性の改善により営業利益は大幅に増加しました。また、重点的に取り組んでいるソフトウェア製品のサブスクリプションビジネスも順調に伸長しました。情報セキュリティにおきましては、DDoS対策などが大きく伸長しました。この結果、売上高は37億4千4百万円（前年同四半期比2.1%減）、営業利益は4億7千9百万円（前年同四半期比48.7%増）となりました。

#### (機械制御 / 振動騒音)

機械制御 / 振動騒音におきましては、自動車市場を中心に研究開発用センサーの国内市況が回復しつつあります。また、米国市場では感染拡大の影響により大型システムの購買中止や延期があり、受注、売上ともに影響を受けました。この結果、売上高は25億9千4百万円（前年同四半期比17.9%減）、営業利益は6億3千3百万円（前年同四半期比22.6%減）となりました。

## (物性 / エネルギー)

物性 / エネルギーにおきましては、自社開発の全固体電池開発用測定システムや、EV（電気自動車）向け急速充電評価装置の販売が引き続き大変好調です。国が掲げている再生可能エネルギープロジェクトからのニーズも多く、エネルギー分野の販売も順調でした。物性分野ではセンサー類のオンライン販売が浸透し販売が増加しました。この結果、売上高は29億7千2百万円（前年同四半期比36.3%増）、営業利益は6億3千5百万円（前年同四半期比97.2%増）となりました。

## (EMC / 大型アンテナ)

EMCにおきましては、大型装置の販売は感染拡大の影響による予算先送りを受けて減少しましたが、中・小規模の装置は予定通り前期並みとなりました。中国においては、顧客の設備環境が整わずに納入が遅れるケースはあるものの、自動車向けの通信品質評価設備投資は回復傾向にあり、中国国家試験機関よりグローバルスタンダードの大型計測システムを受注することができました。国内においても同設備の需要が高まっています。この結果、売上高は19億5千5百万円（前年同四半期比0.8%減）、営業利益は2億5千1百万円（前年同四半期比2.0%減）となりました。

## (海洋 / 特機)

海洋 / 特機におきましては、防衛関連の受注が増加していますが、売上までの期間が長い場合が多く、受注残が増加しています。今後も受注の増加傾向は継続する見込みです。また、感染拡大の影響を受けていた民間需要は、徐々に以前の水準に戻りつつあります。この結果、売上高は6億8千8百万円（前年同四半期比10.3%増）、営業利益は1億3千6百万円（前年同四半期比72.6%増）となりました。

## (ソフトウェア開発支援)

ソフトウェア開発支援におきまして、ゲーム業界におけるソフトウェア構成管理ツールの需要が高く、新規採用企業の増加、及びライセンス追加購入により販売が増加しました。また、セキュリティ脆弱性検査ツールについてもアプリケーションセキュリティへの認識が高まっており、継続利用を含むサブスクリプション販売が堅調に推移しました。一方で、自動車業界を中心とするソフトウェア検証ツールの新規販売は、予算縮小の影響を受けて低迷しました。この結果、売上高は5億9千8百万円（前年同四半期比1.6%増）、営業利益は1億8百万円（前年同四半期比446.5%増）となりました。

## (ライフサイエンス / マテリアルズ)

ライフサイエンス / マテリアルズにおきましては、医療機関向けの胸部読影支援システムや整形外科用プランニングツール等の販売は前期並みで推移しましたが、医療機器メーカー向けのOEM販売は減少しました。ナノ分析装置関連については、新型プラズマ走査顕微鏡の販売は計画通りに推移していますが、他の分析装置販売は感染拡大の影響により顧客サンプルの測定が実施できずに低調でした。この結果、売上高は5億7百万円（前年同四半期比27.8%減）、営業利益は2千7百万円（前年同四半期比6.0%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ17億9千万円増加し、363億9百万円となりました。主な増加要因は、受取手形及び売掛金の増加22億1百万円、有価証券の増加13億6百万円等によるものです。一方、主な減少要因は、現金及び預金の減少3億4千6百万円、投資有価証券の減少14億1千4百万円等によるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ11億5千1百万円増加し、54億6百万円となりました。主な増加要因は、支払手形及び買掛金の増加5億5千4百万円、未払法人税等の増加2億5千8百万円等によるものです。一方、主な減少要因は、役員賞与引当金の減少4千4百万円、固定負債のその他の減少3千1百万円等によるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ6億3千8百万円増加し、309億3百万円となりました。主な増加要因は、利益剰余金の増加7億6千7百万円、自己株式の減少1億1千8百万円等によるものです。一方、主な減少要因は、その他有価証券評価差額金の減少2億4百万円、新株予約権の減少5千万円等によるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ1億5千3百万円増加し、65億3千4百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

資金の主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益20億3千9百万円及び仕入債務の増加額4億9千8百万円によるものです。一方、資金の主な減少要因は、売上債権の増加額21億8千7百万円及び法人税等の支払額3億9千3百万円によるものです。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローは2億3千1百万円の増加となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

資金の主な増加要因は、投資有価証券の売却による収入16億9千1百万円及び有価証券の売却による収入9億3百万円によるものです。一方、資金の主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出16億7百万円及び有価証券の取得による支出3億6千1百万円によるものです。

この結果、投資活動によるキャッシュ・フローは4億3千6百万円の増加となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

資金の主な減少要因は、配当金の支払額5億8千7百万円によるものです。

この結果、財務活動によるキャッシュ・フローは5億5千4百万円の減少となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、103,938千円です。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## (6) 生産、受注及び販売の状況

当第2四半期連結累計期間において、海洋/特機の受注の実績が著しく増加しております。これは防衛関連の受注が増加したためです。また、物性/エネルギーの販売の実績が著しく増加しております。これは自社開発の全固体電池開発用測定システムと、EV向け急速充電評価装置の販売が大変好調だったためです。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,085,000	26,085,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です。
計	26,085,000	26,085,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

###### 第11回役員向け新株予約権（A）

取締役会の決議日（2021年1月18日）	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の数	205個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり 1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年2月6日～2051年2月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 958円(新株予約権の払込金額957円と行使時の1円の合算) 1株当たり資本組入額 479円 (注) 3、4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 新株予約権の払込金額については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 5 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができます。
- ア．当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案  
イ．当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案  
ウ．当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案  
エ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
オ．募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとします。
- 6 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使できます。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- 前記に関わらず、新株予約権者は、上記の行使期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
- ア．新株予約権者が権利行使期間終了日の1年前に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
権利行使期間終了日の1年前の翌日から権利行使期間終了日  
イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。
- 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとします。
- その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 7 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1 に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

新株予約権の取得条項

（注）5 に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。



第13回従業員向け新株予約権（C）

取締役会の決議日（2021年1月18日）	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 6 名
新株予約権の数	206個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年 2 月 5 日～2032年 2 月 4 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 株当たり発行価格 942円(新株予約権の払込金額 941円と行使時の 1 円の合算) 1 株当たり資本組入額 471円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整によって生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記 記載の資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができます。  
ア．当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案  
イ．当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案  
ウ．当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案  
エ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
オ．募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとします。

- 5 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社グループの取締役、従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- 前記 に関わらず、新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除きます。
- 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとします。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。
- その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
- 新株予約権の取得条項  
（注）4に準じて決定します。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

第14回従業員向け新株予約権（D）

取締役会の決議日（2021年1月18日）	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員2名
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年2月6日～2051年2月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,109円(新株予約権の払込金額1,108円と行使時の1円の合算) 1株当たり資本組入額 555円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができます。  
ア．当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案  
イ．当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案  
ウ．当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案  
エ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
オ．募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとします。

- 5 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社または当社グループのいずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使できます。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- 前記に関わらず、新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できます。ただし、下記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除きます。
- 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとします。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。
- その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
- 新株予約権の取得条項  
（注）4に準じて決定します。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- 【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月31日		26,085		4,158,000		4,603,500

## (5) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,266	9.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,030	8.25
RBC 1ST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT- CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,285	5.22
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,036	4.21
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	959	3.89
東陽テクニカ従業員持株会	東京都中央区八重洲1丁目1番6号	736	2.99
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	540	2.19
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 36,P.O.BOX 8010, CH- 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	539	2.19
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	488	1.98
野村 とき	東京都千代田区	470	1.91
計		10,354	42.08

(注) 1 上記の所有株式数のうち、証券投資信託及び年金信託等の設定分は次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2,266千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,030千株

2 上記のほか、当社所有の自己株式1,479千株があります。

3 パーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッドから、2017年1月17日付で、大量保有報告書の提出があり、2017年1月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パーガンディ・アセット・マネジメン ト・リミテッド	カナダ M5J 2T3 オンタリオ、トロント、 ベイ・ストリート181、スウィート4510	1,351	5.18
計		1,351	5.18

4 株式会社みずほ銀行から、2016年12月7日付で、株式会社みずほ銀行及び他1社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2016年11月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	959	3.41
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	815	2.90
計		1,774	6.32

- 5 SMBC日興証券株式会社から、2021年4月7日付で、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及び他1社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2021年3月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17番1号	1,415	5.43
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	243	0.93
計		1,658	6.36

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式 (自己株式等) (注) 1	普通株式 1,479,400		
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 24,561,900	245,619	
単元未満株式 (注) 3	普通株式 43,700		1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	26,085,000		
総株主の議決権		245,619	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社の保有の自己株式です。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数12個)含まれております。

3 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社の保有の自己株式が22株含まれております

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社東陽テクニカ	東京都中央区八重洲一丁目 1番6号	1,479,400		1,479,400	5.67
計		1,479,400		1,479,400	5.67

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,880,472	3,534,415
受取手形及び売掛金	4,216,040	6,417,423
有価証券	5,218,677	6,525,101
商品及び製品	1,612,361	1,826,159
その他	478,173	522,105
貸倒引当金	400	600
流動資産合計	15,405,326	18,824,604
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	4,991,298	4,991,624
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,926,184	2,970,703
建物及び構築物(純額)	2,065,114	2,020,921
車両運搬具	60,671	60,671
減価償却累計額	44,295	47,211
車両運搬具(純額)	16,376	13,460
工具、器具及び備品	3,810,862	3,941,559
減価償却累計額及び減損損失累計額	3,067,935	3,232,083
工具、器具及び備品(純額)	742,927	709,476
土地	5,607,940	5,607,940
有形固定資産合計	8,432,358	8,351,799
<b>無形固定資産</b>		
のれん	109,906	104,843
ソフトウェア	812,251	810,134
ソフトウェア仮勘定	150,923	62,559
その他	14,967	14,827
無形固定資産合計	1,088,049	992,364
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	6,981,250	5,566,338
退職給付に係る資産	592,510	597,253
繰延税金資産	726,184	790,175
長期預金	700,000	700,000
その他	707,072	614,557
貸倒引当金	113,101	127,245
投資その他の資産合計	9,593,916	8,141,079
固定資産合計	19,114,324	17,485,243
資産合計	34,519,650	36,309,848

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,246,731	1,801,032
未払法人税等	426,689	685,654
賞与引当金	451,481	641,550
役員賞与引当金	74,700	30,600
その他	1,308,271	1,526,115
流動負債合計	3,507,873	4,684,953
<b>固定負債</b>		
退職給付に係る負債	650,952	657,376
その他	96,360	64,467
固定負債合計	747,313	721,844
負債合計	4,255,187	5,406,797
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,158,000	4,158,000
資本剰余金	4,603,500	4,603,500
利益剰余金	22,691,789	23,459,646
自己株式	1,712,762	1,593,778
株主資本合計	29,740,527	30,627,367
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	361,748	157,656
繰延ヘッジ損益	1,964	43,301
為替換算調整勘定	63,900	83,730
退職給付に係る調整累計額	37,801	18,900
その他の包括利益累計額合計	333,685	136,128
新株予約権	190,251	139,554
純資産合計	30,264,463	30,903,050
負債純資産合計	34,519,650	36,309,848

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年10月1日 至2021年3月31日)
売上高	1 13,054,112	1 13,060,974
売上原価	7,227,234	7,209,476
売上総利益	5,826,877	5,851,497
販売費及び一般管理費	2 4,432,987	2 4,333,164
営業利益	1,393,890	1,518,333
営業外収益		
受取利息	54,847	49,838
受取配当金	31,262	92,148
為替差益	14,210	74,376
その他	18,240	33,205
営業外収益合計	118,561	249,569
営業外費用		
支払利息	2,509	1,857
たな卸資産評価損	-	47,738
持分法による投資損失	38,349	15,449
その他	320	46
営業外費用合計	41,179	65,092
経常利益	1,471,272	1,702,810
特別利益		
固定資産売却益	3,079	1,675
投資有価証券売却益	264,826	338,409
特別利益合計	267,906	340,084
特別損失		
固定資産処分損	4,406	3,280
特別損失合計	4,406	3,280
税金等調整前四半期純利益	1,734,772	2,039,614
法人税、住民税及び事業税	551,000	637,000
法人税等調整額	9,559	14,446
法人税等合計	560,559	651,446
四半期純利益	1,174,213	1,388,167
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,174,213	1,388,167

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年10月1日 至2021年3月31日)
四半期純利益	1,174,213	1,388,167
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	279,757	204,092
繰延ヘッジ損益	22,900	45,266
為替換算調整勘定	1,220	19,064
退職給付に係る調整額	456	18,900
持分法適用会社に対する持分相当額	1,216	765
その他の包括利益合計	253,963	197,556
四半期包括利益	920,249	1,190,611
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	920,249	1,190,611
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年10月1日 至2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,734,772	2,039,614
減価償却費	455,789	481,702
のれん償却額	10,583	10,345
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,328	13,640
賞与引当金の増減額(は減少)	310,000	190,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	41,500	44,100
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13,910	5,883
受取利息及び受取配当金	86,110	141,986
支払利息	2,509	1,857
持分法による投資損益(は益)	38,349	15,449
投資有価証券売却損益(は益)	264,826	338,409
固定資産除売却損益(は益)	1,326	1,605
たな卸資産評価損	-	47,738
売上債権の増減額(は増加)	2,478,362	2,187,940
たな卸資産の増減額(は増加)	41,693	245,806
仕入債務の増減額(は減少)	400,370	498,066
その他	604,511	124,390
小計	121,687	472,052
利息及び配当金の受取額	99,365	154,509
利息の支払額	2,509	1,857
法人税等の支払額	521,134	393,640
法人税等の還付額	570	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	302,019	231,063
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	-	361,489
有価証券の売却による収入	1,001,340	903,360
有形固定資産の取得による支出	192,093	163,486
有形固定資産の売却による収入	3,359	7,996
無形固定資産の取得による支出	202,410	130,028
投資有価証券の取得による支出	401,760	1,607,837
投資有価証券の売却による収入	333,798	1,691,016
その他	9,215	96,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	551,450	436,175
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	333	483
配当金の支払額	514,197	587,882
ストックオプションの行使による収入	8	110
その他	-	33,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	514,521	554,343
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,065	40,807
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	258,025	153,703
現金及び現金同等物の期首残高	4,564,427	6,380,439
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,306,401	6,534,143

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積もりにおいて、前連結会計年度の有価証券報告書の  
(追加情報)に記載いたしました仮定に重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 前第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

当社グループの売上高は、通常の営業形態として、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中するため、四半期連結会計期間の売上高には季節的変動があります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
従業員給与及び賞与	1,526,102千円	1,706,750千円
賞与引当金繰入額	537,843千円	619,912千円
役員賞与引当金繰入額	41,500千円	30,600千円
退職給付費用	110,860千円	83,480千円
貸倒引当金繰入額	300千円	15,306千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	3,806,405千円	3,534,415千円
短期投資の有価証券等(MMF等)	499,996千円	2,999,728千円
現金及び現金同等物	4,306,401千円	6,534,143千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	514,197	21	2019年9月30日	2019年12月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月11日 取締役会	普通株式	342,918	14	2020年3月31日	2020年6月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月24日 定時株主総会	普通株式	587,882	24	2020年9月30日	2020年12月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月10日 取締役会	普通株式	393,689	16	2021年3月31日	2021年6月8日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	情報通信/ 情報セキュリティ	機械制御/ 振動騒音	物性/エネルギー	EMC/ 大型アンテナ	海洋/特機
売上高	3,825,246	3,159,628	2,181,243	1,972,009	624,193
セグメント利益	322,345	818,366	322,245	257,152	78,978

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ソフトウェア 開発支援	ライフサイエ ンス/マテリアルズ	
売上高	588,848	702,942	13,054,112
セグメント利益	19,937	26,335	1,845,361

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,845,361
全社費用(注)	451,471
四半期連結損益計算書の営業利益	1,393,890

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない営業費用のほか、引当金の計上方法による差異等が含まれています。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	情報通信/ 情報セキュリティ	機械制御/ 振動騒音	物性/エネルギー	EMC/ 大型アンテナ	海洋/特機
売上高	3,744,078	2,594,198	2,972,986	1,955,602	688,764
セグメント利益	479,451	633,723	635,444	251,904	136,345

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ソフトウェア 開発支援	ライフサイエ ンス/マテリアルズ	
売上高	598,097	507,247	13,060,974
セグメント利益	108,959	27,915	2,273,745

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	2,273,745
全社費用(注)	755,411
四半期連結損益計算書の営業利益	1,518,333

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない営業費用のほか、引当金の計上方法による差異等が含まれています。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	47円95銭	56円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	1,174,213	1,388,167
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	1,174,213	1,388,167
普通株式の期中平均株式数(株)	24,488,614	24,553,489
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	47円53銭	56円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	216,993	191,600
(うち新株予約権)	(216,993)	(191,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

2021年5月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の金額 . . . . . 393,689千円

(ロ) 1株当たりの金額 . . . . . 16円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 . . . . . 2021年6月8日

(注) 2021年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月12日

株式会社 東陽テクニカ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 酒 井 博 康

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東陽テクニカの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年10月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東陽テクニカ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。